

# 山口県報

令和2年  
8月21日  
(金曜日)

## 目次

○告示	一
土砂災害警戒区域の指定の解除(十一件) (砂防課)	一
土砂災害警戒区域の指定(砂防課)	四
土砂災害特別警戒区域の指定の解除(十一件) (砂防課)	六
土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)	九
道路の位置の指定(建築指導課)	一〇
○公告	一
家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報(畜産振興課)	一
○公安委告示	一
技能検定員審査の実施	一
教習指導員審査の実施	一四



## 山口県告示第二百八十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第四百六十八号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年八月二十一日

一 解除に係る区域の名称

山口県知事 村岡 嗣政

東須恵(一)(5)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市都市整備部土木河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

## 山口県告示第二百八十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第十一号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年八月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除に係る区域の名称

下田万(一)(32)、下田万(一)(42)、上小川西分(一)(11)、中小川(一)(30)、須佐(一)(113)

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

## 山口県告示第二百八十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十六年山口県告示第二百号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年八月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称  
富海(二)10、中山(二)10
- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び防府市土木建設部河川設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百八十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第六十二号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年八月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
本郷町本郷(一)1
- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百八十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第三百九十三号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年八月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
南岩国町(一)46
- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊  
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 解除に係る区域の名称  
横山(二)1
- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百八十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律

第五十七号) 第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第二百十一号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年八月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

美東町綾木(二)⑦

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祿市建設農林部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第二百八十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十一年山口県告示第八十四号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年八月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

中須北(一)⑭

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第二百八十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十二年山口県告示第三百八十三号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年八月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

米光(二)①

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

### 山口県告示第二百八十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号) 第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示(平成二十四年山口県告示第三百十号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年八月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

温田(一)④、川崎(一)⑤、栗屋(一)⑫

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百九十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第三百号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年八月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称  
西高泊(一)<sup>(16)</sup>
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百九十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項の規定により、土砂災害警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第三百八十一号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年八月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 解除に係る区域の名称  
西安下庄(一)<sup>(13)</sup>
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周防大島町総務部

総務課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百九十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域として次の区域を指定する。

令和二年八月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 区域の名称  
東須恵(一)<sup>(5)</sup>
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市都市整備部土木河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 区域の名称  
下田万(一)<sup>(32)</sup>、下田万(一)<sup>(42)</sup>、上小川西分(一)<sup>(11)</sup>、中小川(一)<sup>(30)</sup>、須佐(一)<sup>(113)</sup>
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 区域の名称  
富海(二)<sup>(10)</sup>、中山(二)<sup>(10)</sup>
- 二 区域の範囲  
次の図のとおり
- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び防府市土木都市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

生野屋西(一)10、末武中(一)11

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

本郷町本郷(一)1、南岩国町(一)46

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

横山(一)1

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

美東町綾木(二)27

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祢市建設部農林部建設課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

温田(一)4、川崎(一)5、栗屋(一)22、中須北(一)14、安田(一)25

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

米光(一)1

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

西高泊(一)16

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称  
西安下庄(一)13)

- 二 区域の範囲  
次の図のとおり

- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周防大島町総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百九十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十七年山口県告示第四百七十三号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年八月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称

東須恵(一)5)

- 二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市都市整備部土木河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百九十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第十二号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年八月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称

下田万(一)32)、下田万(一)42)、上小川西分(一)11)、中小川(一)30)、須佐(一)113)

- 二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百九十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十六年山口県告示第二百一十一号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年八月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称

富海(一)10)、中山(一)10)

- 二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び防府市土木都市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)



山口県告示第二百九十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十七年山口県告示第六十三号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年八月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
本郷町本郷(一)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 解除に係る区域の名称  
錦町広瀬(二)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百九十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第三百九十四号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年八月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
南岩国町(一)(46)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。）

- 一 解除に係る区域の名称  
横山(二)(1)
  - 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- （「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百九十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第二百二十二号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年八月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る区域の名称  
美東町綾木(二)(27)
- 二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流  
〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び美祢市建設農林部建設課に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第二百九十九号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十一年山口県告示第八十五号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年八月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

中須北(一)<sup>14</sup>

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第三百号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十二年山口県告示第三百八十四号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年八月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

米光(二)<sup>1</sup>

二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第三百一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十四年山口県告示第三百十一号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年八月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称

温田(一)<sup>4</sup>、川崎(一)<sup>5</sup>、栗屋(一)<sup>22</sup>

二 解除に係る区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

〔次の図〕は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第三百二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示（平成二十八年山口県告示第三百一号）により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年八月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政



一 解除に係る区域の名称  
西高泊(一)<sup>(16)</sup>

二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百三三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定に関する告示(平成二十八年山口県告示第三百八十二号)により指定された区域についての指定を次のとおり解除する。

令和二年八月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る区域の名称  
西安下庄(一)<sup>(13)</sup>

二 解除に係る区域の範囲  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周防大島町総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百四四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第九條第一項の規定により、土砂災害特別警戒区域として次の区域を指定する。

令和二年八月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称  
東須恵(一)<sup>(5)</sup>

二 区域の範囲  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び宇部市都市整備部土木河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

下田万(一)<sup>(32)</sup>、下田万(一)<sup>(42)</sup>、上小川西分(一)<sup>(11)</sup>、中小川(一)<sup>(30)</sup>、須佐(一)<sup>(113)</sup>

二 区域の範囲  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び萩市土木建築部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

生野屋西(一)<sup>(10)</sup>、末武中(一)<sup>(11)</sup>

二 区域の範囲  
次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊

四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び下松市建設部土木課に備え置いて縦覧に供する。)

港湾課に備え置いて縦覧に供する。( )

- 一 区域の名称  
本郷町本郷(一)、南岩国町(一)(46)
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称  
横山(二)(1)
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
  - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び岩国市建設部河川課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称  
温田(一)(4)、川崎(一)(5)、栗屋(一)(22)、中須北(一)(14)
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川

- 一 区域の名称  
西高泊(一)(16)
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び山陽小野田市総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 区域の名称  
西安下庄(一)(13)
  - 二 区域の範囲  
次の図のとおり
  - 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
  - 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項  
次の図のとおり
- (「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周防大島町総務部総務課に備え置いて縦覧に供する。)

**山口県告示第三百五号**

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和二年八月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	指定年月日
下松市瑞穂町四丁目七〇六の四	四・〇 五・〇	二二・一	令和二、 七、二八



(一七二) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号) 第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。

令和二年八月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明 番号	名	前	品 種	生年月日	産 地	検査 成績	飼養者の住所及 び氏名又は名称
三二〇〇四〇	A B七八四		その他	平成三二、 四、一〇	宮 城 県	外	岩国市錦町宇佐郷 ブライフーズ株式 会社山口A I セン ター
三二〇〇七〇	A B七八九		〃	令和元、 六、二七	〃	〃	〃
三二〇〇九〇	A B七九一		〃	七、一五	〃	〃	〃
三二〇〇四〇	A B七九二		〃	九、三〇	〃	〃	〃
三二〇〇一〇	A B七九二		〃	七、二三	〃	〃	〃
三二〇〇一五	C 一一七二		〃	〃	〃	〃	〃
三二〇〇二四	C 一一七九		〃	一〇、一六	〃	〃	〃
三二〇〇四〇	D 二二三〇		〃	九、二七	〃	〃	〃
三二〇〇四〇	D 二二三一		〃	〃	〃	〃	〃
三二〇〇四〇	D 二二三二		〃	〃	〃	〃	〃
三二〇〇三五	D 二二三三		〃	一〇、 六	〃	〃	〃

三二〇〇四〇	D 二二三四	〃	〃	〃	〃
三二〇〇三七	〃	〃	〃	〃	〃
三二〇〇四〇	H D 〇九八	〃	九、二三	〃	〃
三二〇〇四八	H D 〇九八	〃	〃	〃	〃
三二〇〇四〇	H D 〇九九	〃	一〇、二四	〃	〃
三二〇〇四九	H D 〇九九	〃	〃	〃	〃
三二〇〇四〇	H D 一〇七	〃	〃	〃	〃
三二〇〇五七	H D 一〇七	〃	〃	〃	〃
三二〇〇四〇	H D 一〇八	〃	〃	〃	〃
三二〇〇五八	H D 一〇八	〃	〃	〃	〃
三二〇〇四〇	H D 一〇八	〃	〃	〃	〃
三二〇〇六〇	H D 一〇八	〃	九、二五	〃	〃
三二〇〇四〇	H D 一一〇	〃	〃	〃	〃
三二〇〇七二	H D 一二二	〃	一〇、二四	〃	〃



山口県公安委員会告示第三十五号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号) 第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

令和二年八月二十一日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
  - 技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)及び技能検定員審査(準中型)
- 二 審査の日時及び場所
  - (一) 日時 令和二年九月二十三日(水曜日)、同月二十四日(木曜日)、同月二十九日(火曜日)及び同月三十日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
  - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
  - 令和二年八月三十一日(月曜日)から同年九月四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
  - 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示  
 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料  
 二万三千四百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万三千四百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百円
三 教則の内容となっている事項	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千三百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千八百円

備考  
 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千三百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三一・二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（普通）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 令和二年九月二十五日（金曜日）及び同月二十八日（月曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和二年八月三十一日（月曜日）から同年九月四日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万九千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
七 審査手数料	一万九千五百円

一	技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千五百五十円
二	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千円
三	教則の内容となっている事項	二千元
四	自動車教習所に関する法令についての知識	二千元
五	技能検定の実施に関する知識	千九百円
六	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百円
備考	普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)及び技能検定員審査(牽引)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 令和二年九月二十九日(火曜日)から同年十月二日(金曜日)までの午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和二年八月三十一日(月曜日)から同年九月四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料  
一万四千七百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千円
三 教則の内容となっている事項	二千円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五 技能検定の実施に関する知識	二千六百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百五十円
備考 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。



(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 令和二年十月二日(金曜日) 午前九時から午後五時十五分まで  
 (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和二年八月三十一日(月曜日) から同年九月四日(金曜日) までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万五千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万五千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円

二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能

七千四百円

三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

三千七百元

四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識

二千五百五十円

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第三十六号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

令和二年八月二十一日

山口県公安委員会

一 審査の種類

教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)及び教習指導員審査(準中型)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 令和二年十月五日(月曜日) から同月七日(水曜日) までの午前九時から午後五時十五分まで

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和二年八月三十一日(月曜日) から同年九月四日(金曜日) までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類



八 その他

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千元
二 技能教習に必要な教習の技能	千四百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千三百円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千六百元
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千六百元
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円
備考 大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千四百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。	

- (一) 教習指導員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料  
一万四千五百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 審査の種類 教習指導員審査（普通）	
二 審査の日時及び場所	
(一) 日時 令和二年十月十三日（火曜日）及び同月十四日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで	
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター	
三 審査申請書の受付期間及び時間 令和二年八月三十一日（月曜日）から同年九月四日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで	
四 審査申請書の提出先 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課	
五 提出書類	
(一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）	
(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面	
(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）	
六 運転免許証の提示 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。	
七 審査手数料 一万千八百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。	

一	教習指導員として必要な自動車の運転技能	三千五百五十円
二	技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三	学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百五十円
五	自動車教習所に関する法令についての知識	千三百五十円
六	教習指導員として必要な教育についての知識	千三百円

備考  
普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）及び教習指導員審査（牽引）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 令和二年十月八日（木曜日）、同月九日（金曜日）及び同月十二日（月曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和二年八月三十一日（月曜日）から同年九月四日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百五十円

備考  
特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。

七 審査手数料  
九千六百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車運転免許証の提示が可能な運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

五 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

四 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

三 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

二 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

一 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審査(普通二種)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 令和二年十月十四日(水曜日) 午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和二年八月三十一日(月曜日) から同年九月四日(金曜日) までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)

(二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円

二 技能教習に必要な教習の技能 二千五十円

三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識 二千五百五十円

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千八百五十円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

令和二年八月二十一日  
印刷発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁